地域医療連携推進法人の代表理事の選定に係る認可相当とする基準の策定について

資料5-1

１．現状

地域医療連携推進法人（以下、「連携推進法人」という。）の代表理事の選定にあたっては、都道府県医療審議会（以下、「医療法人部会」という。）の意見を聴いたうえで、都道府県知事（以下、「府知事」という。）の認可を受けることが必要である旨、医療法に規定されている。

しかし、既に認定済みの連携推進法人については、代表理事の任期満了に伴う次の代表理事の選定にあたり、府知事の認可を受けるまでの間、代表理事が一時的に不在となる期間が発生するという問題が生じている。

|  |
| --- |
| 【医療法第70条の19（抜粋）】医療法第70条の19　代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。２　認定都道府県知事は、前項の許可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。 |

２．今後の対応

前述の問題を解消するため、医療法人部会の意見・承認を得たうえで、代表理事の選定認可を相当とする基準を策定する。

今後、既に認定済みの連携推進法人から代表理事の選定認可申請があった場合、同基準に照らし、基準に該当する場合は、医療法人部会の意見を聴いたものとして、府知事の認可を行うとともに、直後の医療法人部会に認可を行った旨報告する。

３．連携推進法人の代表理事の選定認可相当とする基準案

別添資料5-2のとおりとする。